

総社市訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市職員表彰規程の一部を次のように改正する。

平成29年11月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市職員表彰規程（平成17年総社市訓令第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
第6条 略 2 会長は副市長，副会長は <u>政策監及び総務部長</u> をもって充てる。 3 略	第6条 略 2 会長は副市長，副会長は総務部長をもって充てる。 3 略

附 則

この訓令は，平成29年12月1日から施行する。